

高等学校等就学支援金について

1 高等学校等就学支援金制度の概要

ご家庭の教育費負担軽減を図るため、生徒や保護者等に代わり、高等学校の授業料及び受講料(通信制)に相当する額を、国が県に対し就学支援金として交付し、授業料に充てる制度です。所得要件はありますが、支給対象となった場合は、授業料及び受講料(通信制)を納付する必要はなく、返済の必要もありません。

【受給資格及び所得要件】

県立の高校及び中等教育学校(通信制)に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が304,200円以上の方 ※1
(年収目安約910万円以上の世帯※2)

【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ※3

高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方

高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

※1 保護者等(親権者)の合計より判断します。(親権者が両親の場合は、両親の合計額となります。)

※2 年収の目安は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯です。

※3 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。

2 就学支援金受給の手続き

新生入生は入学した年の4月に、その年度の4月から6月分の申請を行い、それ以降は、毎年7月に、当該年度の7月から翌年度の6月までの申請を行います。

なお、申請しなかった場合には、所得の状況にかかわらず就学支援金の支給を受けられませんので、授業料を納付していただきます。

同じく、保護者等が税の申告を行っていないために、税額情報を取得できず、審査・確認が行えない場合も、授業料を納付していただく必要があります。

(1)注意事項

税の申告(確定申告)がされていない場合は、税額の確認ができないため、支援金を受けることができない場合があります。そのため、申請前に税の申告を済ませておくようお願いします。

ただし、所得が、1つの会社等からの給与所得のみで、年末調整がされている場合は確定申告は原則不要です。

(2)就学支援金の認定方法

学校において、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算額が304,200円未満の世帯かどうかを確認し、県教育委員会の承認を得た上で、就学支援金受給の認定・不認定の結果を各世帯に通知いたします。

なお、所得要件の確認は、4月から6月分は前々年の所得状況、7月から翌年6月分は前年の所得状況により行います。

(3)就学支援金の対象となった場合

4月の申請分については、4月から6月まで就学支援金の支給対象者となります。

7月の収入状況届出分については、7月から翌年6月まで就学支援金の支給対象者となります。

(4)就学支援金の支給方法

就学支援金は茨城県が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当しますので、生徒本人や保護者が直接受け取ることはありません。